資料　２

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対応について

１　発生状況等

（１）海外

・欧米やアジア地域をはじめ、世界各地の家きんで継続的に発生。

（２）国内

・令和２年秋以降、５シーズン連続で発生。

・令和６年秋からの今シーズンは 10 月 17 日の本道での初発生以降、これまで、14 道県 51 例が発生し、約 932 万羽が殺処分対象。

（３）道内

・今シーズンは２例発生（10 月 17 日厚真町、11 月 12 日旭川市）。

・国や関係団体等と連携し、防疫措置を実施。

２　発生の未然防止に向けた取組

（１） 家きん飼養農場における自己点検及び侵入防止対策の徹底を指導

・飼養衛生管理基準の遵守指導を継続。

・農場の定期的なモニタリング検査（臨床検査・抗体検査等）

・リスクシーズン前に家畜保健衛生所による立入指導等により注意喚起するとともに、自己点検（消毒や野生動物の侵入防止に係る７項目）や不備事項の即時是正等の防疫対策について指導。

・家きんにおける本病発生状況や野鳥からのウイルス検出状況等について、農場や関係機関あて情報提供し注意喚起。

（２） 飼養衛生管理技術の発信

・侵入リスクの低減に向けた効果的な取組や対策のポイントについて、HP や SNS を活用して広く周知するほか、野鳥のウイルス感染確認時等、注意喚起とともに繰り返し情報発信。

（３）野鳥の回収場所周辺の対応

・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染確認地点を中心に、半径３km 以内に所在する全ての農場に対し、速やかに異常の有無を確認し、侵入防止対策の徹底を指導。

３　発生に備えた取組

（１）危機管理体制の維持

・本庁及び（総合）振興局において警戒本部を継続設置し、定期的に幹事会を開催して危機管理意識を共有。

・各ストックポイントの防疫資機材について、発生時の対応を踏まえて拡充するとともに、随時点検等を実施。

（２） 防疫協定の締結等

・防疫に要する資機材や労力(※)に関する協定を企業や関係団体と締結。

(※)防疫資材の供給や貸与、殺処分用炭酸ガスの輸送、殺処分等の防疫作業、消毒ポイントでの消毒作業、防疫作業員の移動手段や食事の手配など

（３）農場ごとの防疫計画の点検と見直し

・直近の飼養実態、知見や提言等を踏まえた防疫計画の点検と見直し。

（４）防疫訓練・演習の実施

・4 月 11 日、本庁対策本部指揮室設置訓練を実施。

・各(総合)振興局において、机上及び実地形式で防疫演習や訓練を実施。